判定基準

審查項目		必要となる要件
	1 防火対象物 の点検及び報 告	
	2 防火管理者 等の届出	消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。)第3条第1項 及び第3条の2第1項の規定により、防火管理者選任(解任)の届出、防火管理に係 る消防計画の作成(変更)の届出がされていること。
	3 自衛消防組 織の届出	消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)第4条の2の4に規定する防火対象物にあっては、法第8条の2の5第2項に規定する自衛消防組織設置(変更)の届出がされていること。
防火管理等	4 防火管理に係る消防計画	防火管理に係る消防計画に基づき、次に揚げる事項が適切に行われていること。 1 自衛消防の組織の編成、任務の分担及び指揮命令系統に関する事項 2 防火対象物についての火災予防上の自主検査及び当該自主検査の結果に基づく措置に関する事項 3 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び整備並びに当該点検の結果に基づく措置に関する事項 4 避難施設の点検及び維持管理並びに避難経路図の掲示その他の避難施設の案内に関する事項 5 防火上の構造の点検及び維持管理に関する事項 6 定員の遵守その他収容人員の適正化に関する事項 7 防火管理上必要な教育に関する事項 8 消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること 9 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関する事項 10 防火管理について消防機関との連絡に関する事項 11 増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の防火対象物における防火管理者又はその補助者の立会いその他火気の使用若しくは取扱いの監督に関する事項 12 1から11までに掲げるもののほか、防火管理に関し必要な事項

16 その管理について権原が分かれている的水及象物にあっては、当談防水対象物の 当談権原の範囲に関する事項 17 規則第3条第4項に規定する際化地域(以下「強化地域」という。)に所在する防水 対象物にあっては、次に橋げる事項 (1) 大規模地震対策特別指置法、(2) が発せられた場合における自衛前跡の組織の編 成、任務の分別及び排料命名家族に関する事項 (2) 大規模地騰対策特別措置法第2条第3号に規定する地震予加情報及び警戒宣言の 伝達力法に関する事項 (3) 警戒宣言が発せられた場合における避難誘導に関する事項 (4) 警戒宣言が発せられた場合における避難誘導に関する事項 (5) 大規模な地震によるで表すの第4年の助止文は軽減を図るために必要な教育及び広報に関する事項 (6) 大規模な地震による政策の発生の助止文は軽減を図るために必要な教育及び広報に関する事項 (6) 大規模な地震による政策の発生の助止文は経域を図るために必要な教育及び広報に関する事項 (6) 大規域な地震による政策の発生の助止文は経域を図るために必要な教育及び広報に関する事項 (6) 大規域な地震によるで連加を対し関する事項 (6) 法規な地震によるを専門の連転に関する事項 (6) 大規域な地震によるを専門の連転に関する事項 (6) 大規域な地震によるを制度の表別の連転に関する事項を含む。) 近常 8 条の 2 の 2 の 3 地に関する事項 (6) 表現ないまうに管理とよるでは関する場合に対するよりにある場合に対するように対しまる。 6 防火・避難 5 条の 2 の 3 に基づいての関策の文質になる物件が放置され、又は水戸りに存置されないように管理されている。 7 防炎対象 5 額 条の 3 年 2 項、第 3 項及び第 5 項の規定に従って表示が付されている。 2 条例第 8 条の 3 第 2 項、第 3 項及び第 5 項の規定に従って表示が付されている。 2 条例第 4 条の 3 第 2 項、第 3 項及び第 5 項の規定に従って表示が付されている。 2 条例第 4 条の 3 第 2 項、第 3 項及び第 5 項の規定に従るの 3 第 1 項 定 1 第 は 1 第 2 列 2 列 3 条 3 1 項 3 1 図 3 1 項 3 1 項 3 1 項 3 1 図 3 1 図 3 1 図 3 1 図 3 1 項 3 1 図 3			
17 規則第3条第4項に規定する強化地域(以下「強化地域」という。)に所在する防火対象物にあっては、次に揚げる事項 (1) 大規模地震対策物別措置法(昭和53年法律第73条)第2条第13号に規定する警戒 宣言(以下「警岐宣言」という。)が発せられた場合における自衛消防の組織の編成、任務の分担及び指揮命令系統に関する事項 (2) 大規模地震対策特別措置法第2条第3号に規定する地震予約情報及び警戒宣言の 伝達方法に関する事項 (3) 警戒宣言が発せられた場合における避難誘導に関する事項 (4) 警戒宣言が発せられた場合における避難誘導に関する事項 (5) 大規模な地震による場合における正認及び設備の点検及び整備その他地震による場合におけるための応急対策に関する事項 (6) 大規模な地震による被害の発生の防止又は軽減を図るための応急対策に関する事項 (6) 大規模な地震による被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報に関する事項 (6) 大規模な地震による被害の発生の防止とは軽減を図るために必要な教育及び広報に関する事項 (当該消火及び避難の訓練の実施回数に関する事項(当該消火及び避難の訓練を実施する場合におけるその箇面消動機関への通報に関する事項(当該消火及び避難の訓練を実施する場合におけるとする場合におけるその直面活動機関への通報に関する事項(当該消火及び避難の訓練を実施する場合に対しる主と、法第3条の2の規定により、原内の通常に関する事項に対したことと、法第3条の3の規定により、原内の通常に関する事項の規定に従って表示が付されていること。とから、大きに管理されていることに表する場合を表記を表するまの場では、大きに関する事の規定により、雇用が行われている。との第9 条の3 第 1 項に規定するものを形蔵し、又は取り扱っている場合(法第98条)第 1 条の10 第 1 項に規定するものを形蔵し、又は取り扱っている場合(法第 1 8条 9条 03 に基づいて破化石油カスその他の火災予防又は消水活動に重大な支険を対しましている。 1 1 条件を決定が表すに関立する場合を修文)には、その自の届出がされている。との第9 4条 の9 2 に基づい表別を対しましている場合の対策をの位置、構造及び管理の基準に適合していること。2 条例第 3 条 5 9 年 5 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
対象物にあっては、次に揚げる手頃 (1) 大規模地震対策特別措管法、昭和53年法律第3条)第2条第13号に規定する警戒 宣言 (以下 警戒宣言) という。) が発生られた場合における自衛消防の組織の編成、任務の分相及び指揮命予義能に関する事項 (2) 大規模地震対策特別措置法第2条第3号に規定する地震予知情報及び警戒宣言の 伝達方法に関する事項 (4) 警戒宣言が発せられた場合における避難が呼に関する事項 (4) 警戒宣言が発せられた場合における避難が呼に関する事項 (5) 大規模な地震に係る防災動館の実施に関する事項 (6) 大規模な地震に係る防災動館の実施に関する事項 (当該消水及び避難の訓練を実施する場合におけるを可防止又は軽減を図るための応急対策に関する事項 (6) 大規模な地震による被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報に関する事項を含む。) (5) 大規模な地震による被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報に関する事項 (当該消水及び避難の訓練を実施する場合におけるその旨つ消防機関との過報に関する事項を含む。) (5) 大規模な地震による被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報に関する事項を含む。) (6) 大規模な地震によるで調整の支煙に対してるの選に関する事項を含む。) (7) 大規模な地震によるを対している。 (4) 大規模な地震に対しての助火管理に係る消防計画の出出がされていること。 法第 8条の 2 の 和定により、発生の大力を対したので、関連によったを連盟したのた管理し、かつ、防火戸についてその情報の支障による物件が放置され、又はみだりに管理し、かつ、防火がに対していること。 表第 8条の 3 の 現定により 5 で、対しが対していること。 と第 9 条の 3 に基づいて液化石油ガスその他の火災下防火対抗大活動に重大な支障を生ずるおされのある物質でで廃物の規制に関する政管・(3) イル 2 年 年 2 記 2 記 2 ま 2 ま 2 ま 3 ま 3 ま 3 ま 3 ま 3 ま 3 ま 3 ま			
(1) 大規模地震対策特別措置法 (昭和53年法律第73条) 第2条第13号に規定する整戒 宣言 (以下「韓政官百」という。) が発せられた場合における自衛消防の組織の編成、任務の分担及び指揮命令系統に関する事項 (2) 大規模地酸対策特別措置法第2条第3号に規定する地震予知情報及び警戒宣言の 伝達方法に関する事項 (3) 警戒宣言が発せられた場合における遊数の影響の点検及び整備その他地震による被害の発生の防止又は軽減を図るための応急対策に関する事項 (4) 警戒宣言が発せられた場合における遊数の影響の点検及び整備その他地震による被害の発生の防止又は軽減を図るための応急対策に関する事項 (5) 大規模な地震に係る影災訓練の実施に関する事項 (5) 大規模な地震による影響の測練を実施に関する事項 (6) 大規模な地震に係る影災訓練の実施に関する事項を含む。) 活第8条の2の規定により、統括防火管理者の温性 (解任) の届出、防火対象物の全体についての防火管理と解え消防措限制の通用がきれていること。 法第8条の2の規定により、統括防火管理者の温性 (解任) の届出、防火対象物の名はたついての防火管理と解え消防計画の届出がきれていること。 法第8条の3の規定により防炎対象物品が置きれ、又はみだりに存置されないように管理し、かつ、防火戸についてその間鎖の支険になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理し、かつ、防火戸についてその間鎖の支険になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理し、ないように管理されていること。 法第8条の3の規定により防炎対象物品が設置といて表示が付されている。こと。 法第9条の3に基づいて液化石油ガスその他の火災予防又は消失活動に重大な支障を生ずるおされのある物質で危険動の規制に関する政会に従って表示が付されている。こと・ 法第9条の3に基づいて液化石油ガスその他の火災予防スは消失活動に重大な支障がよる場所を対象物に対しているに対しな関する場合を解し、又は取り扱っている場合(法第9条の3第)項でに規定する場合を解し、又は取り扱っている場合(法第9条の3第)系をいて地で対象物の対策で対象がに対して、反対、決する条第)項において使用する状態、ない、後の第2の条が上にり、届出が行われていること。 法院が管理と係る補助計画に進行されていること。 規則第51条の8第1項において使用するととの管理について権限が分かれている防火対象物については、各管理権限者が発展している届出の内容を確認すること。 規則第51条の8第1項の届出表が、火の増生の届出表、防災管理に係る補助計画の作成(変更)の届出がされていること。 規則第51条の8第1項の届出表が、火型制力を指揮者合を系統に関する事項 作成(変更)の届出がされていること。 1 自衛形の組織の領域、任務を例 2の 2 第 項の展出をいて 2 渡離離設の 高級 2 2 3 定間が計画の作成(変更)の届出がされていること。 1 1 自衛間の報金 高級 2 2 3 に関げる 2 4 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			
成、任務の分担及び指揮命令系統に関する事項 (2) 大規模地震対策特別措置法第2条第3号に規定する地震予知情報及び警戒宣言の 伝達方法に関する事項 (3) 警戒宣言が発せられた場合における避難誘導に関する事項 (4) 警戒宣言が発せられた場合における避難誘導に関する事項 (6) 大規模な地震に係る協及訓練の実施に関する事項 (6) 大規模な地震に係る協及訓練の実施に関する事項 (6) 大規模な地震に名の協力と関係と関する事項 (6) 大規模な地震に名の協力と関係と関する事項 (6) 大規模な地震に多な情事の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報に関する事項 (7) 大規模な地震による検害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報に関する事項 (8) 大規模な地震による検害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報に関する事項 (9) 法第8条の2の規定により、蘇起防火管理を変遷性 (無任)の届出、防火対象物の各体についての防火管理に係る消防計画の届出がされていること。 法第8条の2の4の規定により、蘇起防火管理を変遷を(無任)の届出、防火対象物の・防水戸についてその開機の支険になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理したが、防火戸についてその開機の支険になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理したが、助大戸についてその開機の支険になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理とれていること。 法第9条の3に基づいて後化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障・金半するおそれのある物質で危険物の規制に関する政令、(昭和34年政令第366号)第1条の19第1項に規定するものを貯蔵し、又は取り扱っている場合(法第9条の3第)項をいる場合を除く、)には、その管面は力をよるものを貯蔵し、又は取り扱っている場合・(法第9条の3第)項を1項に対定する場合を除く、)には、その管面は力にいること。 2条例第14条の規定により、届出が行われていること。 1 発酵素の発売1項において維尿が分かれていること。 2条例第14条の規定により、届出が行われていること。 2条例第14条の第第1項の届出及び、規則第51条の9において準用する第3条の2の3第1項に規定する点検及び報告の特別の設定がされていること。 2級関第51条の8第1項の届出及び、規則第51条の9において準用する第3条の2額第20届出版で係を消防計画の作成(変更)の届出がされていること。 1 直衛間防り組織機械、任務の分担及び指揮命令系統に関する事項を成し、(変更)の届出がされていること。 1 直衛間防り組織機体、任務の分別といば関連発路図の掲示その他の避難施設の案内に関する事項 (成別 (変更)の届出がされていること。 1 直衛間防り組織の編成、任務の分別技り指揮命令系統に関する事項 (成別 (変更)の届出がされていること。 1 直衛間防り組織 (保務の分別技)が指揮衛令系統に関する事項 (成別 (変更)の届出がされていること。 1 直衛間防り組織 (保務の分別 (規則第51条の9において準用する第3条の2 (成別 (変更)の展別 (現別 (表別 (表別 (表別 (表別 (表別 (表別 (表別 (表別 (表別 (表			
(2) 大規模地震対策特別措置法第2条第3号に規定する地震予知情報及び警戒宣言の 伝達方法に関する事項 (3) 警戒宣言が発せられた場合における避難誘導に関する事項 (4) 警戒宣言が発せられた場合における施設及び設備の点検及び整備その他地震に よる被事の発生の防止型は軽減を図るための応急対策に関する事項 (6) 大規模な地震に名を防災訓練の実施に関する事項 (6) 大規模な地震に名を防災訓練の実施に関する事項 (6) 大規模な地震に名を被害の発生の防止又は軽減を図るための応急対策に関する事項 (6) 大規模な地震に名を被害の発生の防止又は軽減を図るための応急対策に関する事項 (6) 大規模な地震に名を被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報に関する事項 (5) 大規模な地震に名を被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報に関する事項を含む。) 活務 8 条の2 の規定によう、施工の海域に関する事項を含む。) 活務 8 条の2 の規定により、施工の基準に関する事項を含む。) 法務 8 条の2 の 4 規定に係る消防計画の屈出がされていること。 法務 8 条の2 の 4 規定により、施工のように管理し、かつ、防火戸についてその閉鎖の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないまうに管理されないまうに管理されないまうに管理されないまうに管理されないまうに管理されないまうに管理されないまうに管理されないまうに管理されないまうに管理されないまうに管理されないまうに管理されないまうに管理を含む、2 条の第全により防炎対象物品が使用されていること。また、当該防炎対象物品に法第 8 条の3 第 2 項、第 3 項及び第 5 項規定に従って表示が付されていること。 法策 8 条の 10 第 1 項に規定するものを貯蔵し、又は取り扱っている場合(法等 9 条の 3 6 1 項に力を貯蔵し、又は取り扱っている場合(法等 9 条の 3 6 1 項に対定するものを貯蔵し、又は取り扱っている場合(法等 9 条の 3 6 1 項を貯むするを除る。) には、その信の屈出がされていること。 2 条例第 4 条の規定により、周出が行われていること。 2 条例第 4 条の規定により 原出的でわれていること。 2 条例第 4 条の 2 の 3 第 1 項に規定する点検及び報告の特別の認定がされていること。 2 条例第 4 条の 2 の 3 第 1 項に規定する点検及び報告の特別の認定がされていること。 2 条例第 5 1 条の 2 の 3 6 1 項に規定するに検認がないこと。 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			
(3) 警戒宣言が発せられた場合における避難誘導に関する事項 (4) 警戒宣言が発せられた場合における施設及び設備の点検及び整備その他地震による被害の発生の防止、以能強を図るための応急対策に関する事項 (5) 大規模な地震に係る防災訓練の実施に関する事項 (6) 大規模な地震に係る防災訓練の実施に関する事項 (6) 大規模な地震による被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報に関する事項 (8) 活火及び避難の訓練の実施回数に関する事項(当該消火及び避難の訓練を実施する場合におけるその旨の消防機関への通報に関する事項を含むた) (5) 終末防水管 理者の温州 (第6) 発力 (第4) 表示的条数の 全体についての防水管理に係る消防計画の届出がされていること。 法策8条の2の4の規定により、廊下、階段、避難ロその他避難上必要な施設について、必要な事ではなる物件が放置され、又はみたりに存置されないように管理し、かつ、防火戸についてその開鎖の支障になる物件が放置され、又はみたりに存置されないように管理し、かつ、防火戸についてその開鎖の支障になる物件が放置され、又はみたりに存置されないように管理し、かつ、防火戸についてその開鎖の支障になる物件が放置され、又はみたりに存置されないように管理も、ないように管理されていること。 また、当該防炎対象物品・経事8条の3第2項、第3項及び第5項の規定に従って表示が付されていること。 法第9条の3の第2条の3に基づいて液化石油ガスその他の火災予防、向間34年政令第366号)1条の19第1項に規定するものを許減し、又は取り扱っている場合(法第9条の3第1項に規定する場合を除く。)には、その旨の届出がされていること。 2条例第4条の規定により、届出が行われていること。 2条例第4条の規定により、届出が行われていること。 2条例第4条の規定により、届出が行われていること。 法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項の規定による点検及び報告が行われていること。 3、その管理について権原が分かれている時、対策的主義の影響に頂に表づいないとと、以に集第36条第1項において準用する第3条の2等の届出 (第8条の2の3 第1項に規定する法核及び報告の特別の認定がされていること。 おり、第2条の3 第1項に対してより、規則第51条の9にはいて準用する第3条の2第1項の規定により、防災管理に係る消防計画の作成(変更)の届出がされていること。 2 接触認なの点検及び維持管理達びに避難経路図の掲示その他の避難施設の案内に関する事項 3 定員の遵守その他収容人員の適正化に関する事項 3 定員の遵守との他収容人員の適正化に関する事項 3 定員の遵守をの他収容人員の適正化に関する事項 3 定員の遵守をの他収容人員の適正化に関する事項 3 定員の遵守をの他収容人員の適正化に関する事項			
(4) 警戒宣言が発せられた場合における施設及び設備の点検及び整備その他地震による被害の発生の防止文は極減を図るための比急対策に関する事項 (6) 大規模な地震による被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報に関する事項 (6) 大規模な地震による被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報に関する事項 (8) 清失及び暴煙の訓練の実施回数に関する事項(当該消火及び避難の訓練を実施する場合におけるその旨の消防機関への通報に関する事項を含む。) 5 終払防火管 法第 8条の 2 の規定により、解活防火管理・68金代のの原出、防火対象物の全核へいての防火管理・68金/割防計画の届出がされていること。 法第 8条の 2 の 4 の規定により、解下、階段、避難口その他避難上必要な施設について、避難の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理されていること。 かっ、防火戸についてその関連の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理されていること。 法第 8条の 3 の規定により 防炎対象物品が 2 を表記に法第 8条の 3 第 2 項、第 3 項及び第 5 項の規定に従って表示が付されていること。 法第 9条の 3 に基づいて液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生するおそれのある物質で危険物の規制に関する政令(昭和 34 年政全第 3 66 号)第 1 項に規定する場合を除く。) には、その旨の届出がされていること。 2 条例第 1 項に規定する場合を除く。) には、その自の届出がされていること。 1 布援押以災予防条例 (曜市3 4 年報日第 4 年報日第 5 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年			伝達方法に関する事項
よる被害の発生の防止又は軽減を図るための応急対策に関する事項 (5) 大規模な地震に係る防災訓練の実施に関する事項 (6) 大規模な地震に係る防災訓練の実施に関する事項 (6) 大規模な地震に最る被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報に関する事項 (8) 消火及び避難の訓練の実施回数に関する事項(当該消火及び避難の訓練を実施する場合におけるその旨の消防機関への通縁に関する事項を含む。) 5 統括防火管理者の退出 法第8条の2の規定により、統括防火管理者の選任(解任)の届出、防火対象物の全体についての防火管理になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理し、かつ、防火戸でついてその閉鎖の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理し、かつ、防火戸についてその閉鎖の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理し、かつ、防火戸でついてその閉鎖の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理し、かつ、防火戸ではてるの場所が放置され、又はみだりに存置されないように管理し、かつ、防火戸についてその閉鎖の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理し、かつ、防火戸ではいること。また、当該防炎対象物品に法第8条の3の3度2項、第3項及び第5項の規定に従って表示が付されていること。と、第9条の3に基づいて液化石油ガスその他の火災予防又付消人活動に重大な支障を生するおそれのある物質で危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第1条の10年11年12年12年12年12年12年12年12年12年12年12年12年12年			(3) 警戒宣言が発せられた場合における避難誘導に関する事項
(5) 大規模な地震による被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報に関する事項 18 消火及び避難の訓練の実施に関する事項(当該消火及び避難の訓練を実施する場合におけるその旨の清防機関への通報に関する事項を含ま。) 5 統括防火管			(4) 警戒宣言が発せられた場合における施設及び設備の点検及び整備その他地震に
(6) 大規模な地震による被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報に関する事項 18 消失及び避難の訓練の実施回数に関する事項(当該消失及び避難の訓練を実施する場合におけるその旨の消防機関への通報に関する事項を含む。) 5 統括防火管 建者の届出 法第 8 条の 2 の規定により、統括防火管理者の選任(解任)の届出、防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画の届出がされていること。 法第 8 条の 2 の 4 の規定により、施工版・工作で、企業の主席により、施工版・工作で、企業の主席になり、施工、工作、企業の主席になり、施工、工作、企業の主席になり、企工、企工、企工、企工、企工、企工、企工、企工、企工、企工、企工、企工、企工、			よる被害の発生の防止又は軽減を図るための応急対策に関する事項
報に関する事項 18 消火及び避難の訓練の実施回数に関する事項(当該消火及び避難の訓練を実施する場合におけるその旨の消防機関への通報に関する事項を含む。) 5 統括防火管 理者の届出			(5) 大規模な地震に係る防災訓練の実施に関する事項
18 消水及び避難の訓練の実施回数に関する事項(当該消火及び避難の訓練を実施する場合におけるその旨の消防機関への通報に関する事項を含む。)			(6) 大規模な地震による被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広
まり、			報に関する事項
5 統括防火管 理者の届出 会体についての防火管理に係る消防計画の届出がされていること。 法第 8 条の 2 の 4 の規定により、統括防火管理者の通出 と要な施設につ 6 防火・避難施 いて、避難の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理し、かつ、防火戸についてその閉鎖の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理し、かつ、防火戸についてその閉鎖の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理と、かつ、防火戸についてその閉鎖の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理と、かつ、防火戸についてその閉鎖の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理されていること。 法第 8 条の 3 の 規定により 6 乗り乗り 7 防炎対象物品 とき 第 8 条の 3 の 第 2 項、第 3 項及び第 5 項の規定に従って表示が付されていること。 法第 9 条の 3 に基づいて液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で危険物の規制に関する政令(昭和 34 年政令第 306 号)第 1 項をにしまする場合を除く。)には、その旨の届出がされていること。 9 火気使用設 備・器具 1 条の10 第 1 項に規定するものを貯蔵し、又は取り扱っている場合(法第 9 条の3 第 1 項に規定する場合を除く。)には、その旨の届出がされていること。 2 条例第 44 条の規定により、届出が行われていること。 2 条例第 44 条の規定により、届出が行われていること。 2 条例第 46 条の規定により、届出が行われていること。 2 条例第 46 条の規定により、届出が行われていること。 2 条例第 46 条の規定により、居出が行われていること。 2 条例第 46 条の規定により、居出が行われていること。 ない報告 は第 8 条の 2 の 3 第 1 項に規定する 点検及で報告の特例の認定がされている正と。 ない報告 に 5 条の8 第 1 項の届出及び、規則第 5 1 条の 9 において準用する第 3 条の 2 第 1 項の規定により、防災管理者当低(解任)の届出書、防災管理に係る消防計画の作成(変更)の届出がされていること。 1 自衛消防の組織の編成、任務の分担及び指揮命令系統に関する事項 2 避難施設の点検及び維持管理並びに避難経路図の掲示その他の避難施設の案内に 間する事項 3 定員の遵守その他収容人員の適正化に関する事項			
理者の届出 全体についての防火管理に係る消防計画の届出がされていること。 法第 8 条の 2 の 4 の規定により、廊下、階段、避難口その他避難上必要な施設について、避難の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理し、かつ、防火戸についてその閉鎖の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理されていること。			
法第8条の2の4の規定により、廊下、階段、避難口その他避難上必要な施設について、避難の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理し、かつ、防火戸についてその閉鎖の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理し、かつ、防火戸についてその閉鎖の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理されていること。 法第8条の3の規定により防炎対象物品が使用されていること。また、当該防炎対象物品に法第8条の3の規定により防炎対象物品が使用されていること。また、当該防炎対象物品に法第8条の3の規定により防炎対象物品が使用されていること。また、当該防炎対象物品に法第9条の3に基づいて液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第1条の10第1項に規定するものを貯蔵し、又は取り扱っている場合(法第9条の3第1項だと書きに規定する場合を除く。)には、その自の届出がされていること。 第一条の10第1項に規定するものを貯蔵し、又は取り扱っている場合(法第9条の3第1項にだし書きに規定する場合を除く。)には、その自の届出がされていること。2条例第4条の規定により、居出が行われていること。2条例第4条の規定により、居出が行われていること。2条例第4条の規定により、居出が行われていること。2条例第4条の規定により、届出が行われていること。2条例第4条の規定により、届出が行われていること。2条例第6条の規定により、届出が行われていること。2条例第6条の2の3第1項に規定する点検及び報告が行われ、かつ、報告の内容を確認すること。2条例第6条の第1項に対して進用する第3条の2の第1項の規定による点検及び報告が行われ、かつ、報告の内容を確認すること。以は、法第36条第1項において進用する第3条の2第1項の規定により、防災管理に分の内容を確認すること。防災管理に係る消防計画の作成(変更)の届出がされていること。防災管理に係る消防計画の推定(解任)の届出書、防災管理に係る消防計画の権に、例第51条の9において進用する第3条の2第1項の規定により、防災管理に係る消防計画に基づき、次に掲げる事項が適切に行われていること。1 自衡消防の組織の編成、任務の分担及び指揮命令系統に関する事項 2 避難施設の点検及び維持管理並びに避難経路図の掲示その他の避難施設の案内に関する事項 3 定員の遵守その他収容人員の適正化に関する事項 3 定員の遵守その他収容人員の適正化に関する事項			
6 防火・避難施 設等 いて、避難の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理し、かつ、防火戸についてその閉鎖の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理されていること。 法第 8 条の 3 の規定により防炎対象物品が使用されていること。また、当該防炎対象物品に法第 8 条の 3 第 2 項、第 3 項及び第 5 項の規定に従って表示が付されていること。 活等 9 条の 3 能基づいて液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で危険物の規制に関する政令(昭和 34 年政令第 306 号)第 1 条の 10 第 1 項に規定するものを貯蔵し、又は取り扱っている場合(法第 9 条の 3 第 1 項にだし書きに規定する場合を除く。)には、その旨の届出がされていること。 1 箱根町火災予防条例(昭和 37 年箱根町条例第 15 号。(以下「条例」という。)第 3 条 から第 22 条の 2 に基づく火を使用する設備等の位置、構造及び管理の基準に適合していること。 2 条例第 44 条の規定により、届出が行われていること。 1 条列第 30 条から第 34 条の 3 に基づく少量危険物及び指定可燃物の貯蔵又は取扱いに関する技術上の基準に適合すること。 2 条例第 46 条の規定により、届出が行われていること。 2 条例第 46 条の規定により、届出が行われていること。 2 条列第 46 条の規定により、届出が行われていること。 2 条列第 51 項において準用する法第 8 条の 2 の 3 第 1 項に規定する点検及び報告の特例の認定がされていること。 ない 表 8 条の 2 の 3 第 1 項に規定する点検及び報告の特例の認定がされていること。 ない 表 8 条の 2 の 3 第 1 項の届出及び、規則第 51 条の 9 において準用する 第 3 条の 2 第 1 項の規定により、防災管理者 優任(解任)の届出書、防災管理に係る消防計画の 作成(変更)の届出がされていること。 1 自衛消防の組織の編成、任務の分担及び指揮命令系統に関する事項 2 避難施設の点検及び維持管理並びに避難経路図の掲示その他の避難施設の案内に 関する事項 3 定員の遵守その他収容人員の適正化に関する事項		理者の届出	
股等 かつ、防火戸についてその閉鎖の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理されていること。		. Print Smithfelt II.	
7 防炎対象物			
		設等	
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##			
注第9条の3に基づいて液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第1条の10第1項に規定するものを貯蔵し、又は取り扱っている場合(法第9条の3第1項ただし書きに規定する場合を除く。)には、その旨の届出がされていること。 1 衛根町火災予防条例(昭和37年箱根町条例第15号。(以下「条例」という。)第3条から第22条の2に基づく火を使用する設備等の位置、構造及び管理の基準に適合していること。 10 少量危険物及び指定可燃物の財産又は取扱いに関する技術上の基準に適合すること。 2 条例第44条の規定により、届出が行われていること。 2 条例第46条の規定により、届出が行われていること。 3 条第1項において準用する法第8条の2の2第1項の規定による点検及び報告が行われ、かつ、報告の内容に不備事項がないこと。又は、法第36条第1項において準用する条約の点検及び報告の特例の認定がされていること。なお、その管理について権原が分かれている防火対象物については、各管理権原者が提出している届出の内容を確認すること。 1 防災管理者		7 防炎対象物	
接第9条の3に基づいて液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第1条の10第1項に規定するものを貯蔵し、又は取り扱っている場合(法第9条の3第1項ただし書きに規定する場合を除く。)には、その旨の届出がされていること。 9 火気使用設備・器具 1 箱根町火災予防条例(昭和37年箱根町条例第15号。(以下「条例」という。)第3条から第22条の2に基づく火を使用する設備等の位置、構造及び管理の基準に適合していること。 2 条例第44条の規定により、届出が行われていること。 10 少量危険物及び指定可燃物の貯蔵又は取扱いに関する技術上の基準に適合すること。 2 条例第46条の規定により、届出が行われていること。 注第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項の規定による点検及び報告が行われ、かつ、報告の内容に不備事項がないこと。又は、法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項に対していること。なお、その管理について権原が分かれている方と、なお、その管理について権原が分かれている方と、お、その管理について権原が分かれている方と、方式、大の管理に保る消防計画の内容を確認すること。 期第51条の8第1項の届出及び、規則第51条の9において準用する第3条の2第1項の規定により、防災管理を係3消防計画の作成(変更)の届出がされていること。 「関東の規定により、防災管理者選任(解任)の届出書、防災管理に係る消防計画の作成(変更)の届出がされていること。 「財災管理に係る消防計画に基づき、次に掲げる事項が適切に行われていること。1 自衛消防の組織の編成、任務の分担及び指揮命令系統に関する事項 2 避難施設の点検及び維持管理並びに避難経路図の掲示その他の避難施設の案内に関する事項 3 定員の遵守その他収容人員の適正化に関する事項		品	
8 圧縮アヤナ レンガス等の 貯蔵等			-
1条の10第1項に規定するものを貯蔵し、又は取り扱っている場合(法第9条の3第1項ただし書きに規定する場合を除く。)には、その旨の届出がされていること。 1 箱根町火災予防条例(昭和37年箱根町条例第15号。(以下「条例」という。)第3条 から第22条の2に基づく火を使用する設備等の位置、構造及び管理の基準に適合していること。 1 条例第30条から第34条の3に基づく少量危険物及び指定可燃物の貯蔵又は取扱いに関する技術上の基準に適合すること。物		8 圧縮アセチ	
野藤等 1項ただし書きに規定する場合を除く。) には、その旨の届出がされていること。 1 箱根町火災予防条例 (昭和 37 年箱根町条例第 15 号。 (以下「条例」という。) 第 3 条 から第 22 条の 2 に基づく火を使用する設備等の位置、構造及び管理の基準に適合していること。 2 条例第 44 条の規定により、届出が行われていること。 10 少量危険物 及び指定可燃 する技術上の基準に適合すること。 2 条例第 46 条の規定により、届出が行われていること。 2 条例第 46 条の規定により、届出が行われていること。 2 条例第 46 条の規定により、届出が行われていること。 法第 36 条第 1 項に起いて準用する法第 8 条の 2 の 2 第 1 項の規定による点検及び報告が行われ、かつ、報告の内容に不備事項がないこと。又は、法第 36 条第 1 項において準用する 法第 8 条の 2 の 3 第 1 項に規定する点検及び報告の特例の認定がされていること。 なお、その管理について権原が分かれている防火対象物については、各管理権原者が提出している届出の内容を確認すること。 規則第 51 条の 8 第 1 項の届出及び、規則第 51 条の 9 において準用する第 3 条の 2 第 1 項の規定により、防災管理者選任(解任)の届出書、防災管理に係る消防計画の作成(変更)の届出がされていること。 1 自衛消防の組織の編成、任務の分担及び指揮命令系統に関する事項 2 避難施設の点検及び維持管理並びに避難経路図の掲示その他の避難施設の案内に関する事項 3 定員の遵守その他収容人員の適正化に関する事項 3 定員の遵守その他収容人員の適正化に関する事項		レンガス等の	
1 箱根町火災予防条例(昭和37 年箱根町条例第15 号。(以下「条例」という。)第3条 から第22条の2に基づく火を使用する設備等の位置、構造及び管理の基準に適合していること。 2 条例第44条の規定により、届出が行われていること。 10 少量危険物 及び指定可燃 する技術上の基準に適合すること。 2 条例第46条の規定により、届出が行われていること。 2 条例第46条の規定により、届出が行われていること。 2 条例第46条の規定により、届出が行われていること。 法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項の規定による点検及び報告が行われ、かつ、報告の内容に不備事項がないこと。又は、法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項に規定する点検及び報告の特例の認定がされていること。なる、その管理について権原が分かれている防火対象物については、各管理権原者が提出している届出の内容を確認すること。 12 防災管理者等の届出 規則第51条の8第1項の周出及び、規則第51条の9において準用する第3条の2第1項の規定により、防災管理者選任(解任)の届出書、防災管理に係る消防計画の作成(変更)の届出がされていること。 1 自衛消防の組織の編成、任務の分担及び指揮命令系統に関する事項2 避難施設の点検及び維持管理並びに避難経路図の掲示その他の避難施設の案内に関する事項 3 定員の遵守その他収容人員の適正化に関する事項		貯蔵等	
9 火気使用設備・器具 から第22条の2に基づく火を使用する設備等の位置、構造及び管理の基準に適合していること。 10 少量危険物及び指定可燃物の貯蔵又は取扱いに関及び指定可燃物の貯蔵又は取扱いに関する技術上の基準に適合すること。 1 条例第30条から第34条の3に基づく少量危険物及び指定可燃物の貯蔵又は取扱いに関する技術上の基準に適合すること。 2 条例第46条の規定により、届出が行われていること。 法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項の規定による点検及び報告が行われ、かつ、報告の内容に不備事項がないこと。又は、法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項において準用する法第8条の2の3第1項において準用する。 11 防災管理対象物の点検及び報告の内容に不備事項がないこと。又は、法第36条第1項において準用する。 法第8条の2の3第1項に規定する点検及び報告の特例の認定がされていること。なお、その管理について権原が分かれている防火対象物については、各管理権原者が提出している届出の内容を確認すること。 12 防災管理者等の届出 規則第51条の8第1項の届出及び、規則第51条の9において準用する第3条の2第1項の規定により、防災管理者選任(解任)の届出書、防災管理に係る消防計画の作成(変更)の届出がされていること。 13 防災管理に係る消防計画に基づき、次に掲げる事項が適切に行われていること。1 自衛消防の組織の編成、任務の分担及び指揮命令系統に関する事項2 避難施設の点検及び維持管理並びに避難経路図の掲示その他の避難施設の案内に関する事項3 定員の遵守その他収容人員の適正化に関する事項			
備・器具 こと。 2 条例第44条の規定により、届出が行われていること。 10 少量危険物 及び指定可燃物の貯蔵又は取扱いに関する技術上の基準に適合すること。 物 2 条例第46条の規定により、届出が行われていること。 2 条例第46条の規定により、届出が行われていること。 2 条例第46条の規定により、届出が行われていること。 法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項の規定による点検及び報告が行われ、かつ、報告の内容に不備事項がないこと。又は、法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項に規定する点検及び報告の特例の認定がされていること。なお、その管理について権原が分かれている防火対象物については、各管理権原者が提出している届出の内容を確認すること。 規則第51条の8第1項の届出及び、規則第51条の9において準用する第3条の2第1項の規定により、防災管理者選任(解任)の届出書、防災管理に係る消防計画の作成(変更)の届出がされていること。 防災管理に係る消防計画に基づき、次に掲げる事項が適切に行われていること。 市場防の組織の編成、任務の分担及び指揮命令系統に関する事項 2 避難施設の点検及び維持管理並びに避難経路図の掲示その他の避難施設の案内に 関する事項 3 定員の遵守その他収容人員の適正化に関する事項		9 火気使用設	
10 少量危険物 及び指定可燃 する技術上の基準に適合すること。 2 条例第 46 条の規定により、届出が行われていること。 2 条例第 46 条の規定により、届出が行われていること。 注第 36 条第 1 項において準用する法第 8 条の 2 の 2 第 1 項の規定による点検及び報告が行われ、かつ、報告の内容に不備事項がないこと。又は、法第 36 条第 1 項において準用する法第 8 条の 2 の 3 第 1 項に規定する点検及び報告の特例の認定がされていること。なる。 2 を第 8 条の 2 の 3 第 1 項に規定する点検及び報告の特例の認定がされていること。なる。 3 年 2 下級管理について権原が分かれている防火対象物については、各管理権原者が提出している届出の内容を確認すること。 現則第 51 条の 8 第 1 項の届出及び、規則第 51 条の 9 において準用する第 3 条の 2 第 1 項の規定により、防災管理者選任(解任)の届出書、防災管理に係る消防計画の作成(変更)の届出がされていること。 5 防災管理に係る消防計画に基づき、次に掲げる事項が適切に行われていること。 1 自衛消防の組織の編成、任務の分担及び指揮命令系統に関する事項 2 避難施設の点検及び維持管理並びに避難経路図の掲示その他の避難施設の案内に関する事項 3 定員の遵守その他収容人員の適正化に関する事項			
及び指定可燃物 する技術上の基準に適合すること。 物 2 条例第46条の規定により、届出が行われていること。		Mid Hu /	2 条例第44条の規定により、届出が行われていること。
物 2 条例第46条の規定により、届出が行われていること。 法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項の規定による点検及び報告が行われ、かつ、報告の内容に不備事項がないこと。又は、法第36条第1項において準用する条物の点検及び報告の内容に不備事項がないこと。又は、法第36条第1項において準用する。		10 少量危険物	1 条例第30条から第34条の3に基づく少量危険物及び指定可燃物の貯蔵又は取扱いに関
法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項の規定による点検及び報告が行われ、かつ、報告の内容に不備事項がないこと。又は、法第36条第1項において準用する象物の点検及 法第8条の2の3第1項に規定する点検及び報告の特例の認定がされていること。なび報告 といる届出の内容を確認すること。 お、その管理について権原が分かれている防火対象物については、各管理権原者が提出している届出の内容を確認すること。 規則第51条の8第1項の届出及び、規則第51条の9において準用する第3条の2第1項の規定により、防災管理者選任(解任)の届出書、防災管理に係る消防計画の作成(変更)の届出がされていること。 防災管理に係る消防計画に基づき、次に掲げる事項が適切に行われていること。 1 自衛消防の組織の編成、任務の分担及び指揮命令系統に関する事項 2 避難施設の点検及び維持管理並びに避難経路図の掲示その他の避難施設の案内に 関する事項 3 定員の遵守その他収容人員の適正化に関する事項		及び指定可燃	する技術上の基準に適合すること。
11 防災管理対象物の点検及び報告の内容に不備事項がないこと。又は、法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項に規定する点検及び報告の特例の認定がされていること。なお、その管理について権原が分かれている防火対象物については、各管理権原者が提出している届出の内容を確認すること。 12 防災管理者等の届出		物	2 条例第46条の規定により、届出が行われていること。
象物の点検及 び報告			法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項の規定による点検及び報告が行
び報告 お、その管理について権原が分かれている防火対象物については、各管理権原者が提出している届出の内容を確認すること。 12 防災管理者 等の届出 規則第 51 条の 8 第 1 項の届出及び、規則第 51 条の 9 において準用する第 3 条の 2 第 1 項の規定により、防災管理者選任(解任)の届出書、防災管理に係る消防計画の作成(変更)の届出がされていること。 「防災管理に係る消防計画に基づき、次に掲げる事項が適切に行われていること。1 自衛消防の組織の編成、任務の分担及び指揮命令系統に関する事項2 避難施設の点検及び維持管理並びに避難経路図の掲示その他の避難施設の案内に関する事項 3 定員の遵守その他収容人員の適正化に関する事項		11 防災管理対	われ、かつ、報告の内容に不備事項がないこと。又は、法第36条第1項において準用する
出している届出の内容を確認すること。 12 防災管理者 等の届出		象物の点検及	
加速 12 防災管理者		び報告	
防災管理者 第1項の規定により、防災管理者選任(解任)の届出書、防災管理に係る消防計画の作成(変更)の届出がされていること。			
等の届出 第1項の規定により、防災管理者選任 (解任) の届出書、防災管理に係る消防計画の作成 (変更) の届出がされていること。 防災管理に係る消防計画に基づき、次に掲げる事項が適切に行われていること。 1 自衛消防の組織の編成、任務の分担及び指揮命令系統に関する事項 2 避難施設の点検及び維持管理並びに避難経路図の掲示その他の避難施設の案内に 13 防災管理に 関する事項 3 定員の遵守その他収容人員の適正化に関する事項		12 防災管理者	
2 避難施設の点検及び維持管理並びに避難経路図の掲示その他の避難施設の案内に 13 防災管理に 関する事項 係る消防計画 3 定員の遵守その他収容人員の適正化に関する事項	防		
2 避難施設の点検及び維持管理並びに避難経路図の掲示その他の避難施設の案内に 13 防災管理に 関する事項 係る消防計画 3 定員の遵守その他収容人員の適正化に関する事項	災		
2 避難施設の点検及び維持管理並びに避難経路図の掲示その他の避難施設の案内に 13 防災管理に 関する事項 係る消防計画 3 定員の遵守その他収容人員の適正化に関する事項	理		
13 防災管理に 関する事項 係る消防計画 3 定員の遵守その他収容人員の適正化に関する事項			
係る消防計画 3 定員の遵守その他収容人員の適正化に関する事項		19 [七公卒] [7	
「エツバ日生上心女体状月に因りるず法		予る出別引用	
5 避難の訓練その他防災管理上必要な訓練の実施に関する事項			
6 防災管理について関係機関との連絡に関する事項			
VVVVIII-TITE - VIMPINIMING PACIFICINA / UT A		<u> </u>	- MANAGURITA - A MANUMINA CONTRIBUTING / WAIT

5 に掲げる訓練の結果を踏まえた防災管理に係る消防計画の内容の検証及び当該 検証の結果に基づく当該消防計画の見直しに関する事項 8 1から7に掲げるもののほか、建築物その他の工作物における防災管理に関し必要 な事項 9 令第45条第1項に掲げる災害(以下この号において「地震」という。)による被害 の軽減に関する事項として次に掲げる事項 (1) 地震発生時における建築物その他の工作物及び建築物その他の工作物に存する 者等の被害の想定及び当該想定される被害に対する対策に関する事項 (2) 建築物その他の工作物についての地震による被害の軽減のための自主検査及び 当該自主検査の結果に基づく措置に関する事項 (3) 地震による被害の軽減のために必要な設備及び資機材の点検並びに整備並びに 当該点検の結果に基づく措置に関する事項 (4) 地震発生時における家具、じゅう器その他の建築物その他の工作物に備え付け られた物品の落下、転倒及び移動の防止のための措置に関する事項 (5) 地震発生時における通報連絡、避難誘導、救出、救護その他の地震による被害 の軽減のための応急措置に係る事項 (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、建築物その他の工作物における地震による 被害の軽減に関し必要な事項 10 令第45条第2号に掲げる災害による被害の軽減に関する事項として次に掲げる事 (1) 令45条第2号に掲げる災害発生時における通報連絡及び避難誘導に関する事項 (2) (1)に掲げるもののほか、建築物その他の工作物における令第45条第2号に掲げる 災害による被害の軽減に関し必要な事項 11 防災管理上必要な業務の一部が建築物その他の工作物の関係者及び関係者に雇用 されている者(当該建築物その他の工作物で勤務している者に限る。)以外の者に委 託されている建築物その他の工作物にあっては、防災管理上必要な業務の受託者の 氏名及び住所(法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該受託 者の行う防災管理上必要な業務の範囲及び方法に関する事項 12 その管理について権原が分かれている建築物その他の工作物にあっては、当該建 築物その他の工作物の当該権原の範囲に関する事項 13 避難訓練の実施回数に関する事項(当該訓練を実施する場合におけるその旨の消 防機関への通報に関する事項を含む。) 法第36条第1項において準用する法第8条の2の規定により、統括防災管理者の選 14 統括防災管 任(解任)の届出、建築物その他の工作物の全体についての防災管理に係る消防計画 理者等の届出 の届出がされていること。 消防用設備等又は特殊消防用設備等が、次に掲げるところにより、法第17条、第17 条の2の5及び第17条の3並びにこれらに基づく命令の規定に従って、設置されていなけ ればならないものとする。 1 令第10条第1項及び第3項の規定により、消火器及び簡易消火用具が設置されてい 2 令第11条第1項、第2項及び第4項の規定により、屋内消火栓設備が設置されてい 3 令第12条第1項、第3項及び第4項の規定により、スプリンクラー設備が設置されて 防 15 消防用設備 角 いること。 等の設置及び 設 4 令第13条の規定により、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハ 維持 備等 ロゲン化物消火設備又は粉末消火設備が設置されていること。 5 令第19条第1項、第2項及び第4項の規定により、屋外消火栓設備が設置されている 6 令第20条第1項、第2項及び第5項の規定により、動力消防ポンプ設備が設置されて いること。 7 令第21条第1項及び第3項の規定により、自動火災報知設備が設置されていること。 8 令第21条の2第1項の規定により、ガス漏れ火災警報設備が設置されていること。 9 令第22条第1項の規定により、漏電火災警報器が設置されていること。

- 10 令第23条第1項及び第3項の規定により、消防機関へ通報する火災報知設備が設置 されていること。 11 令第24条第1項から第3項まで及び第5項の規定により、非常警報器具又は非常警 報設備が設置されていること。 12 令第25条第1項及び第2項第1号の規定により、避難器具が設置されていること。 13 令第26条第1項及び第3項の規定により、誘導灯及び誘導標識が設置されていること。 14 令第27条第1項及び第2項の規定により、消防用水が設置されていること。 15 令第28条第1項及び第3項の規定により、排煙設備が設置されていること。 16 令第28条の2第1項、第3項及び第4項の規定により、連結散水設備が設置され ていること。 17 令第29条第1項の規定により、連結送水管が設置されていること。 18 令第29条の2第1項の規定により、非常コンセント設備が設置されていること。 19 令第29条の3第1項の規定により、無線通信補助設備が設置されていること。 20 1から19までの規定にかかわらず、令第29条の4第1項に規定する必要とされる防 火安全性能を有する消防の用に供する設備等にあっては、引き続き、同項に規定す る通常用いられる消防用設備等の防火安全性能と同等以上であると消防長が認めた 状況で設置されていること。 21 1から20までの規定にかかわらず、現に令第32条の規定が適用されている消防用 設備等にあっては、引き続き、同条の規定の適用を消防長が認めた状況で設置され ていること。 1から21までの規定にかかわらず、法第17条第3項に規定する特殊消防用設備等に あっては、同項に規定する設備等設置維持計画に従って設置されていること。 1から22までの規定にかかわらず、法第17条の2の5第1項の規定が適用される消防 用設備等にあっては、当該消防用設備等の設置に係る技術上の基準に関する従前の 規定により、設置されていること。 24 23に掲げるもののほか、法第17条の3第1項の規定が適用される消防用設備等にあ っては、用途が変更される前の防火対象物における消防用設備等の設置に係る技術 上の基準に関する規定により、設置されていること。 25 法第17条の3の2の規定により、消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置の届出 を行い、消防機関の検査を受けていること。 16 消防用設備 法第17条の3の3の規定により、消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告 等の点検報告 がされていること。 1 法第10条第3項の規定により、危険物が貯蔵され、又は取り扱われていること。 2 法第10条第4項の規定により、製造所等の位置、構造及び設備が設置されているこ と。 3 法第11条第1項の規定により、許可を受けていること。 4 法第11条第5項の規定により、完成検査を受けていること。
 - 5 法第11条第6項の規定により、譲渡又は引渡の届出がされていること。
 - 6 法第11条の4第1項の規定により、危険物の品名、数量又は指定数量の倍数変更の 届出がされていること。
 - 7 法第12条の規定により、製造所等の位置、構造及び設備が維持されていること。
 - 8 法第12条の7第2項の規定により、危険物保安統括管理者の届出がされていること。
 - 9 法第13条第2項の規定により、危険物保安監督者の届出がされていること。
 - 10 法第13条第3項の規定により、危険物取扱者以外の者により危険物の取り扱いが行われていないこと(甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者の立会いのある場合を除く。)。
 - 11 法第13条の23の規定により、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者が保安講習を受講していること。
 - 12 法第14条の規定により、危険物施設保安員が定められ、保安のための適切な業務が行われていること。
 - 13 法第14条の2の規定により、予防規程の認可を受け、当該予防規程に定められた事項が適切に守られていること。
 - 14 法第14条の3の2の規定により、定期点検が行われ、その記録が作成され、及び保

17 危険物施設

		存されていること。
		15 法第14条の4の規定により、自衛消防組織が設置されていること。
		16 2 の規定にかかわらず、危険物の規制に関する政令(昭和 34 年政令第 306 号。)
		第23条の規定が適用されている製造所等にあっては、引き続き、同条の規定の適用
		を認めた状況で設置及び維持されていること。
	18 定期調査報告	1 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。)第12条の規定に
		基づく定期報告が行われていること。
		2 申請日において不備事項がないこと。
	19 建築構造等 (建築構造・防 火区画・階段)	次に掲げる事項が、現行の建築基準法令に適合(既存不適格として扱っている部分
		も存在しないこと。)していること。
		1 建築構造は、主要構造部の構造不適がないこと。(建基法第21条、第27条、第35
		条)
		2 防火区画は、竪穴区画が設けられ、当該壁、床及び防火戸の構造が適正で、かつ、
		破損等がないこと。(建築基準法施行令 (昭和25年11月16日政令第338号。以下「建基
		令」という。) 第112条第9項、第10項、第11項、第14項(避難経路にあたらない昇降
		機の昇降路は、昭和56年建設省告示第1111号に示す仕様に適合していること。))
		3 階段は、必要な数の直通階段、避難階段及び特別避難階段が設置され、その構造が
		適正であること。(建基令第 120 条、第 121 条、第 121 条の 2、第 122 条、第 123 条)
		次の掲げる事項が、現行の建築基準法令に適合(既存不適格として扱っているもの
7-1.	20 避難施設等	を含む。)していること。
建築構造等		1 屋根 建基法第22条、第63条関係
構		1 屋低 建墨齿第22米、第63米関係 2 外壁 建基法第23条~第25条、第64条関係
造		2 外壁 建墨伝第25米 第25米、第64米関係 3 非常用エレベーター 建基法第34条第2項関係、(建基令第129条の13の3)
等		
		4 排煙設備 建基法第35条関係、(建基令第126条の2、第126条の3)
		5 防炎壁 建基法第35条関係、(建基令第126条の3)
		6 非常用の照明装置 建基法第35条関係、(建基令第126条の4、第126条の5)
		7 非常用の進入口等 建基法第35条関係、(建基令第126条の6、第126条の7)
		8 壁 建基法第35条の2、(建基令第112条、第114条、第107条、第107条の2、第108
		条の3、第128条の3の2、第128条の4、第129条の2の5、第114条、第115条の2の2)
		9 天井 建基法第35条の2、(建基令第112条、第128条の3の2~第129条)
		10 床 建基法第36条、(建基令第112条、第115条の2の2、第129条の2の5)
		11 特定防火設備及び防火設備 建基法第36条、(建基令第112条(⑵)に掲げるものを
		除く。)、第115条の2の2、第129条の2の5)
		12 避難施設 建基法第36条、(通路(建基令第120条、第121条)、廊下(建基令第119
		条)、出入口(建基令第118条、第124条、第125条、第125条の2)、屋上広場(建基令
		第126条)、避難上有効なバルコニー(建基令第121条))
		13 敷地内の通路 建基法第36条、(建基令第127条、第128条、第128条の2)

(備考) 審査項目に係る必要となる要件が、消防法令の点検対象とならない場合は、当該審査項目を除外する。